

平成30年度

# 事業承継税制等 税制改正に関する説明会

主催：加茂商工会議所 共催：日本商工会議所

事業承継税制とは、中小企業などの後継者になる個人が、その会社の株式（非上場の株式）を先代経営者から取得した場合に、一定の要件を満たすことで相続税では80パーセント分、贈与税では100パーセント分の納税が軽減される制度です。

平成30年度税制改正では、この「事業承継税制」の要件が大きく見直された他、中小企業者向けの改正が盛り込まれています。当所では下記のとおり説明会を開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

1. 日 時 平成30年2月20日（火）13：40～14：10
2. 場 所 加茂市産業センター研修室
3. 講 師 日本商工会議所 産業政策第一部 担当職員
4. 参加費 無料
5. 内 容 「平成30年度与党税制改正大綱」について  
(1) 「事業承継税制」の抜本的な拡充  
(2) 「所得拡大促進税制」の延長・拡充  
(3) 「少額減価償却償却資産の特例」、「交際費課税の特例」の延長  
(4) 「消費税軽減税率制度」について 他
6. 申込み 下記申込書にご記入のうえ、2月16日（金）までに事務局（担当／山本 TEL:52-1740・FAX:52-4100）へお申し込みください。

（切らずにこのままFAXしてください。）

平成30年度事業承継制度等 税制改正に関する説明会 参加申込書

加茂商工会議所（担当／山本 FAX:52-4100）行き

事業所名		住 所	
T E L		F A X	
参加者名		参加者名	